

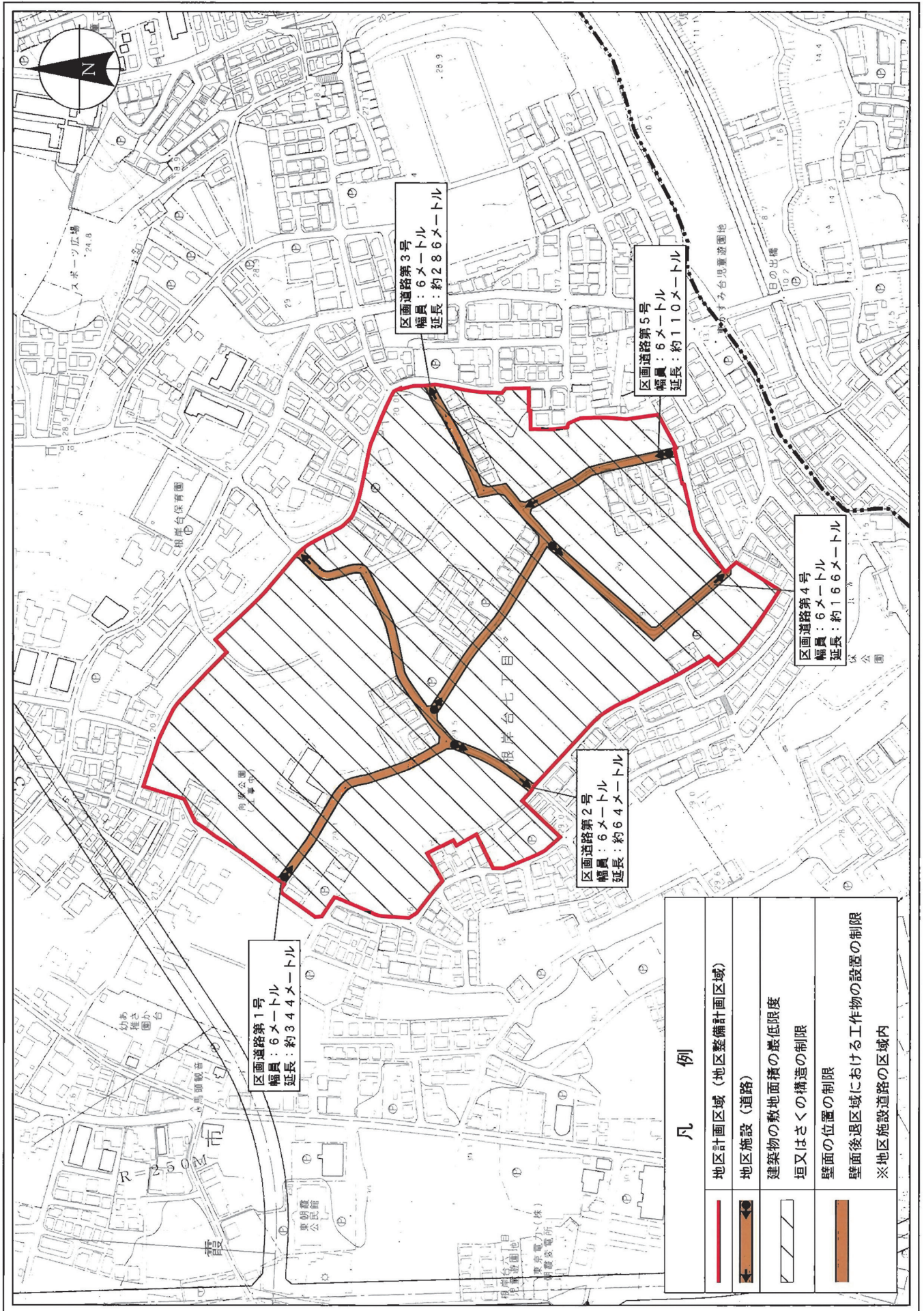
(4) 根岸台七丁目東地区地区計画

	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	備考
		道路	区画道路第1号	6メートル	約344メートル	拡幅及び既存
			区画道路第2号	6メートル	約64メートル	拡幅
			区画道路第3号	6メートル	約286メートル	拡幅
			区画道路第4号	6メートル	約166メートル	拡幅
			区画道路第5号	6メートル	約110メートル	拡幅及び既存
地区整備計画	建築物の敷地面積の最低限度	<p>建築物の敷地面積は、100平方メートル（路地状部分によって道路に接する敷地の場合については当該路地状部分を除いた敷地面積をいう。）とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、建築物の敷地面積の最低限度は適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> この地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの 地区施設の整備等により変更が生じたもの 公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 				
	壁面の位置の制限	<p>計画図に表示する地区施設の道路の区域内には、建築物の部分又は建築物に附属する門若しくは塀の部分は建築してはならない。</p>				
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>計画図に表示する壁面の位置の制限の区域内には、門、塀、垣、さく、広告物及び看板等の工作物等は設置してはならない。ただし、公益上必要なものを除く。</p>				
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側の垣又はさくの構造は、次のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、門柱及び門扉を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生け垣 鉄柵、金網等の透視可能なフェンス又はさく等で、敷地地盤面からの高さは2メートル以下とする。また、当該フェンス又はさく等に基礎を設ける場合は、基礎の高さを敷地地盤面から0.5メートル以下とする。 第1号及び第2号を組み合わせたもの 				

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

【理由】 旧暫定逆線引き地区の市街化区域への編入にあわせて、良好な住環境の住宅地の形成を図るため、地区計画を決定する。

計画図(地区整備計画図)(根岸台七丁目東地区)



凡 例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	地区施設 (道路)
	建築物の敷地面積の最低限度
	垣又はさくの構造の制限
	壁面の位置の制限
	壁面後退区域における工作物の設置の制限
	※地区施設道路の区域内